#### 制枠組条約)(抄) **保健機関枠組条約**(たばこ規 **818** たばこの規制に関する世界

前

文

この条約の締約国は、

たばこによる害の広がりが公衆の健康に深刻な影響を決意し、 と 公衆の健康を保護する自国の権利を優先させること 公衆の健康を保護する自国の権利を優先させること

を及ぼす世界的な問題であること、また、この問題にを及ぼす世界的な、適当な及び包括的な国際的対応べての国が効果的な、適当な及び包括的な国際的対応に参加することが必要であることを認識し、に参加することが必要であることを認識しているが必要であることを認識した。

世界的規模、特に開発途上国における紙巻たばこその他たばこ製品の消費及び生産が増大していることがびにこのことが家庭、貧困層及び各国の保健制度にとって負担となっていることが死たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを並びにたばこ製品の煙にさらされること及びたばこの埋にさらされることが死さらなが最近に関連する発病との間に時間的な隔することとたばこに関連する発病との間に時間的な隔することとだばこに関連する発病との間に時間的な隔することと記載し、

疾病の分類において一の疾患として別個に分類されて性があること並びにたばこへの依存が主要な国際的なから生ずる煙に薬理活性、毒性、変異原性及び発がんと、紙巻たばこが含む化合物の多くに及び紙巻たばこと、紙巻たばこが含む化合物の多くに及び紙巻たばこれ。

性がまること並ではたにこへの存在が直要な巨際的で疾病の分類において一の疾患として別個に分類されていることを認識し、 出生前にたばこの煙にさらされることが児童の健康 上及び発育上の条件に悪影響を及ぼすという明白な科 上及び発育上の条件に悪影響を及ぼすという明白な科

層の低年齢化を深く憂慮し、消責が世界的規模で増大していること、特に喫煙の一消責が世界的規模で増大していること、特に喫煙の一掲董及び青少年による喫煙その他の形態のたばこの

年少の女子その他女子による喫煙その他の形態のための戦略の必要性に留性差に応じたたばこの規制のための戦略の必要性並びにでいる。年度、応じれたばこの規模で増大していることを危険なばこの消費が世界的規模で増大していることを危険なばこの消費が世界的規模で増大していることを危険なばこの消費が世界的規模で増大していることを危険など、

し、
し、
にはこ製品の使用を奨励することを目的とするあらたばこ製品の使用を奨励することを目的とするあられ水準にあることを深く憂慮し、
のる形態の広告、販売促進及び後援の影響を深く憂慮し、

し、 (して) であることが必要であることを認識るため協力して行動することが必要であることを認識るため協力して行動することが必要であることを認識るため協力して行動することが必要であるであるが思めて法

を設ける必要性を認識し、な社会的及び経済的影響に取り組むため適当な仕組みな社会的及び経済的影響に取り組むため適当な仕組みな社会の需要を減少させる戦略の成功による長期的

開発途上国及び移行経済国においてたばこの規制の

紙巻たばこ及びたばこを含む他の製品が依存を引き

していることを認識し、 戦略との関連において技術援助及び資金援助を必要と れらの国が、持続可能な開発のために策定する自国の 能性のある社会的及び経済的困難に留意し、並びにこ ためのプログラムが中期的及び長期的に引き起こす可 多くの国がたばこの規制に関して有益な活動 で行っ

置の策定における世界保健機関の指導的役割並びに国ていることを認識し、また、たばこの規制に関する措

及び国際的なたばこの規制のための努力に対する特別体並びに学術機関及び保健機関を含む。)による国内の体、環境に関する団体及び消費者の団会の他の構成員(保健関係の専門職能団体、女性の団会の他の構成員(保健関係の専門職能団体、女性の団 が極めて重要であることを強調し、の努力において当該非政府機関及び当該構成員の参加 の貢献並びに国内の及び国際的なたばこの規制のため 機関の努力を称賛し、 際連合の諸機関並びに他の国際的及び地域的な政府間 たばこ産業と関係を有しない非政府機関及び市民社

一二条において、すべての者が到達可能な最高水準の一二条において、すべての者が到達可能な最高水準の一九六六年一二月一六日に国際連合総会が採択した一について知らされる必要性を記訳し 定されていることを想起し、 規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動 うたばこ産業の活動に警戒する必要性並びにたばこの たばこの規制のための努力を阻害し又は著しく損な

基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信世界保健機関憲章の前文において、到達し得る最高

とることを促進することを決意し、一九七九年一二月ける考察に基礎を置くたばこの規制のための措置を 有する基本的権利の一であることが規定されているこ念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の 最新の及び関連する科学、技術及び経済の分野にお

> 締約国は保健の分野における女子に対する差別を撤廃る形態の差別の撤廃に関する条約において、同条約の一八日に国際連合総会が採択した女子に対するあらゆ とを想起し するための適当な措置をとることが規定されているこ

採択した児童の権利に関する条約において、同条約のさらに、一九八九年一一月二〇日に国際連合総会が を想起して、 権利を有することを認めることが規定されていること 締約国は児童が到達可能な最高水準の健康を享受する

次のとおり協

## (a) 「不法な取引」とは、法令第一条(用語)この条約の適用上、

- む。)をいう。 活動を促進することを意図したあらゆる行為を含流通、販売又は購入に関連するもの(このような あらゆる行為であって、生産、輸送、受領、保有、 「不法な取引」とは、法令によって禁止される
- の委譲を受けたものをいう(注)。 に関し構成国を拘束する決定を行う権限を含む。) の構成国から一定の事項に関する権限(当該事項の主権国家によって構成される機関であって、そ 「地域的な経済統合のための機関」とは、二以上
- 注 適当な場合には、「各国」、「自国」又は「国内」とは、 地域的な経済統合のための機関をいう。
- 進する効果を有し若しくは有するおそれのあるも又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促 若しくはたばこの使用を促進することを目的とし 動であって、直接又は間接に、たばこ製品の販売 れるあらゆる形態による情報の伝達、 「たばこの広告及び販売促進」とは、 、類励又は行し
- させるための一定の戦略であって、 「たばこの規制」とは、 供給、 って、たばこ製品の需要及び害を減少

とを目的とするものをいう。 は減少させることにより人々の健康を改善するこ 消費及びたばこの煙にさらされることをなくし又

- (e) こ製品の卸売業者及び輸入業者をいう。 「たばこ産業」とは、たばこ製造業者並びにたば
- (f) ものをいう。 はかぎ用に供するために製造された製品であって、)「たばこ製品」とは、喫煙用、吸引用、かみ用又 全部又は一部が原材料としての葉たばこから成る
- たばこの使用を促進する効果を有し若しくは有す ることを目的とし又はたばこ製品の販売若しくは たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進す のあらゆる形態の貢献であって、直接又は間接に、 一たばこの後援」とは、 催し、活動又は個人へ
- 第二条(この条約と他の協定及び法的文書との関係) るおそれのあるものをいう。
- ものではない。 る文書も、その規定と両立し、かつ、国際法に適合を実施することが奨励され、また、これらのいかな 約及び議定書によって求められる措置を超える措置・締約国は、人の健康を一層保護するため、この条 する一層厳しい条件を締約国が課することを妨げる
- 2 この条約及び議定書は、この条約及び議定書に関 数国間の協定(地域的又は小地域的な協定を含む。)係する事項又は追加的な事項に関し、二国間又は多 及び議定書に基づく義務に抵触するものであってはのではない。ただし、そのような協定は、この条約 議に対しこれらの協定を通報する。 ならない。関係締約国は、事務局を通じ、締約国会 を締結する締約国の権利にいかなる影響も及ぼすも

# 基本原則及び一般的義

第三条(目的)この条約及び議定書は、たばこの使用及 びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的か つ実質的に減少させるため、締約国が自国において

1 すべての者は、たばこの消費及び協調した対さらされることがもたらす健康への影響、習慣性及び死亡の脅威について知らされるべきであり、成立、で死亡の脅威について知らされるべきであり、適当な段階の政府において効果的な立法と、執行上、行政上又は他の措置が考慮されるべきである。

では、 でし及び支援するためには、次に掲げる事項を考慮にし及び支援するためには、次に掲げる事項を考慮に、 の開始を防止し、その使用の中止を促進し及び支援するための措置をとる必要性 (の たばこの煙にさらされることからすべての者を 保護するための措置をとる必要性 の開始を防止し、その使用の中止を促進し及び支援するためには、次に掲げる事項を考慮 にし及び支援するためには、次に掲げる事項を考慮 に強い政治的な決意が必要である。

(は、原住民の個人及び社会のニーズ及び展望と社会が参加することを促進するための措置をとる必要が参加することを促進するための措置をとる必要が参加することを促進するための措置をとる必要が参加することを促進するための指置をとれるのにしている。

的な要因を考慮した、効果的なたばこの規制のため、地域の文化並びに社会的、経済的、政治的及び法必要性 性差に応じた危険性に対応するための措置をとる性差に応じた危険性に対応するための措置をとる

関連する専門知識の提供は、この条約の重要な一部協力、特に、技術及び知識の移転、資金援助並びにのプログラムを作成し及び実施するための国際的な

則に従って予防するために不可欠である。地域の及び国際的に減少させるための多くの部門に地域的及び国際的に減少させるための多くの部門にはよる障害及び死亡が発生することを公衆衛生の原による障害及び死亡が発生することを公衆衛生の原による障害及び死亡が発生することを公衆衛生の原による障害及び死亡が発生することを公衆衛生の原とのである。

5 締約国が自国の管轄内で決定する責任に関する事項は、包括的なたばこの規制の重要な一部である。 項は、包括的なたばこの規制の重要な一部である。 開発途上締約国及び移行経済締約国においてたばっの規制のために各国が的な移行を援助するための技術援助及び資金援助の重要性については、持続可能な開発のために各国が飲定する戦略との関連において認識し及び取り組む策定する戦略との関連において認識し及び取り組む、できてある。

たばこの規制のためのものを策定し、実施し、並びたばこの規制のためのものを策定し、実施し、並び的新国である議定書に従い、多くの部門におけるが締約国である議定書に従い、多くの部門におけるが統約国である議定書に従い、多くの部門におけるが統に不可欠である。

2 このため、締約国は、その能力に応じ、次のこと coため、締約国は、その能力に応じ、次のこと を行う。

に定期的に更新し及び検討する。

立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及ための適当な政策を策定するに当たり、効果的なこの煙にさらされることを防止し及び減少させる。 たばこの消費、ニコチンによる習慣性及びたば

と協力すること。び実施し、並びに、適当な場合には、他の締約

そのような政策を擁護するために行動する。がい、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からめの政策を策定し及び実施するに当たり、国内法にめの政策を策定し及び実施するに当たり、国内法にめる政策を策定し及び実施するに対している。

年 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定を作成することに協力する。 ・ おり回は、この条約及び自国が締約国である議定を作成することに協力する。

は別力する。 と協力する。 と協力する。

6 締約国は、利用することができる手段及び資源の6 締約国は、利用することができる手段及び資源のための

# | 第三部 たばこの需要の減少に関する措置

第六条(たばこの需要を減少させるための価格及び課第六条(たばこの需要を減少させることに関する効果的及び重要な手段費を減少させることに関する効果的及び課税に関策を減少させるための価格及び課第六条(たばこの需要を減少させるための価格及び課

2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規が言いる。その措置には、次のことを含めることができる。

(a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄いたばこ製品に対する課税政策及び適当するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には一個人の対象を目指す保健上の目的に寄いる。

の国から他の国に移動する者に対する販売又は当し 適当な場合には、免税のたばこ製品について一

第一〇条(たばこ製品についての情報の開示に関する

高を表します。高を表します。おおいてたばこの消費の動向を示す。おおいてたばこの消費の動向を示す。おお国は、第二一条の規定に従い、締約国会議になる輸入を禁止し又は制限すること。

第七条(たばこの需要を減少させるための価格に関する措置以外の措置)が新国は、次条から第一三条までの規定に基づる。締約国は、次条から第一三条までの規定に基づる。締約国は、次条から第一三条までの規定に基づる。締約国は、次条から第一三条までの規定に基づる。締約国は、次条から第一三条までの規定に基づる。締約国は、大政上又は他の措置を採択し及び実施上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施上、執行上、活政上又は他の措置を採択し及び実施上、執行上、活政上又は他の措置を採択し及び実施上、執行上、活政上又は他の方との規定の表し、また、適当な場合には、直接に又は権限のある制力を提案する。

> 規制)締約国は、国内法に従い、たばこ製品の製造規制)締約国は、国内法に従い、たばこ製品の含有物及び排業者及び輸入業者に対したばこ製品の含有物及び排業者及び輸入業者に対したばこ製品の含有物及び排業者及び当該たばご製品から生ずる耕出物の毒性を は物についての情報を政府当局へ開示するための効 する成分について情報を政府当局へ開示するための効 有する成分について情報を政府当局へ開示するための効 有する成分について情報を公案に開示するための効 有する成分について情報を公案に開示するための効 を採択し及び実施する。

a) たばこ製品の包装及びラベル) 1 締約国は、第一一条(たばこ製品の包装及びラベル) 1 締約国は、次のことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施する。

(a) たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽の、(a) たばご製品の包装及びラベルについて、虚偽の大は計画を対しては非的な手段ではたばこ製品が他のたばこ製品が他のたばご製品が他のたばご製品が他のたばご製品が他のたばご製品が他のたばご製品が他のたばご製品が他のたばご製品がして、「ロー・タール」の用語を含めることができる。とが「マイルド」の用語を含めることができるのとし、また、他の適当な情報を含めることができること。これらの警告及び情報は、例えば、「ロー・タール」の用語を含めることができるのものと、また、他の適当な情報を含めることができること。これらの警告及び情報は、のある国内当局が承認する。

(i) 権限のある国内当局が承認する。 (ii) 複数のものを組合せを替えて表示する。 (b) 権限のある国内当局が承認する。

(w) 主たる表示面の五○パーセントを (べきであり、主たる表示面の三○パーセントを 下回るものであってはならない。

> 若しくは絵を含めることができる。 (v) 写真若しくは絵によることができ、又は

る。
たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる。

は複数の言語で記載することを要求する。 お約国は、1個及び2に規定の個装その他の包装並びによる情報をたばこ製品の個装その他の包装並びにはる情報を大ばこ製品の個装その他の包装並びには複数の言語で記載する警告その他文字

(b) たばこの消費及びたばこの煙にさらされることによる健康に対する危険並びに第一四条2の規定による健康に対する危険並びに第一四条2の規定をよがもたらす利益についての啓発し、

(c) たばこ産業に関する広範な情報であってこの条 教育者、意思決定を行う者、行政官その他の関係 教育者、意思決定を行う者、行政官その他の関係 社会福祉活動に従事する者、報道に従事する者、公開 公開

8章

ばこ製品の消費を減少させるであろうことを認識す国は、広告、販売促進及び後援の包括的な禁止がた第一三条(たばこの広告、販売促進及び後援)1.締約の情報の取得の機会の提供

限又は包括的な禁止を含める。この点に関し、締約を越える効果を有する広告、販売促進及び後援の制き越える効果を有する広告、販売促進及び後援の制け、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従は、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従 上又は他の措置をとり、及び第二一条の規定に従っ生じた後五年以内に、適当な立法上、執行上、行政 な措置をとり、及び第二一条の規定に従って報告す 国は、適当な立法上、執行上、行政上又は他の適当 止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広 て報告する。 に関し、 販売促進及び後援の包括的な禁止を含める。この点 して、自国の領域から行われる国境を越える広告、 し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件と な禁止を行う。この包括的な禁止には、自国が利用 あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的 自国の憲法又は憲法上の原則のために包括 販売促進及び後援に制限を課する。この制限に 締約国は、この条約が自国について効力を 自国の憲法又は憲法上の原則に従い、 的な禁

(a) 虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はとも次のことを行う。締約国は、憲法又は憲法上の原則に従い、少なく

6 禁止している締約国は、自国の国内法に従い、自国- 特定の形態のたばこの広告、販売促進及び後援を することが奨励される。 て協力する。 進するために必要な技術及び他の手段の開発につい (e) ラジオ、テレビジョン、印刷媒体及び適当な場 は間接の奨励措置の利用を制限すること。 告若しくは情報又は他の適当な警告若しくは情報ではこの販売促進及び後援に当たり健康に関する警びこの販売促進及び後援に当たり健康に関する警 締約国は、国境を越えて行われる広告の廃止を促 締約国は、4に規定する義務を超える措置を実施 るたばこの後援を禁止し、又は自国の憲法若しく う状況にない締約国の場合には、制限すること。 若しくは憲法上の原則のために包括的な禁止を行年以内に、包括的な禁止を行い、又は自国の憲法るたばこの広告、販売促進及び後援について、五 合には他の媒体(例えば、インターネット)におけ ることを決定することができる。 と及び第二一条の規定に従い締約国会議に開示す 国内法に従い、当該支出の額を公衆に開示するこ を付することを要求すること。 び後援を禁止すること。 進するあらゆる形態のたばこの広告、販売促進及手段を用いることによってたばこ製品の販売を促 排出物について誤った印象を生ずるおそれのある たばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは 国の場合には、制限すること。 は憲法上の原則のために禁止する状況にない締約 公衆によるたばこ製品の購入を奨励する直接又 国際的な催し、活動又はそれらの参加者に対す

の領域に入る当該形態の国境を越えるたばこの広告の領域に入る当該形態の国境を推っる主権的権利並びに自国を提供に対ける国内の広告、販売促進及び後援について適用する制裁と同等の制裁をおする主権的権利立びに自国のでは、大きないできることを認めては承認するものではない。

8 締約国は、国境を越えて行われるたばこの広告、 
8 締約国は、国境を越えて行われるたばこの広告、 
6 締約国は、国境を越えて行われるたばこの広告、

第一四条(たばこへの依存及びたばこの使用の中止に第一四条(たばこへの依存及びたばこの使用の中止及びをは高いな治療を促進するため、自国の事情及び優先事適切な治療を促進するため、自国の事情及び優先事適切な治療を促進するため、自国の事情及び優先すく適当な、包括的及び総合的な指針を作成し及び普及させ、並びに効果的な措置をとる。

(a) 教育機関、保健施設、職場、スポーツのための 場所等において、たばこの使用の中止を促進する ことを目的とした効果的なプログラムを立案し及 び実施すること。

(b) 適当な場合には保健に従事する者、地域社会のために働く者及び社会福祉活動に従事する者の参加を得て、国内の保健及び教育のためのプログラム、計画及び戦略にたばこへの依存の診断及び治療並びにたばこの使用の中止に関するカウンセリケ・サービスを含めること。

作成すること。
において、たばこへの依存についての診断、カウにおいて、たばこへの依存についての診断、カウにおいて、たばこへの依存についての診断、カウにおいて、たばこへの依存についての診断、カウにおいて、

療(医薬用の製品の入手を含む。)の機会を提供しめ 第二二条の規定に基づき、たばこへの依存の治

ح کی

実際的な制度を発展させることについて検討する不法な取引の捜査を支援するような追跡のための

適当な場合には、流通の制度を一層保護し及び

締約国は、

2に規定する包装上の表示が、

判読の

断のために使用する物品を含めることができる。当な場合には、医薬品並びに医薬品の投与及び診な医薬用の製品及びこれを構成する物品には、適進するため他の締約国と協力すること。そのよう進するため他の締約国と協力することを促及びその治療の費用を妥当なものとすることを促

法を制定し及び実施することが、たばこの規制の不域的、地域的及び世界的な協定に加え関連する国内域的、地域的及び世界的な協定に加え関連する国内な製造及び偽造を含む。)をなくすること並びに小地な製造及び偽造を含む。)をなくすること並びに小地な製造の不法な取引(密輸、不法第二五条(たばこ製品の不法な取引) 一 締約国は、た第二五条(たばこ製品の不法な取引) 一 締約国は、た第二五条(たばこ製品の不法な取引) 一 締約国は、た

可欠な要素であることを認識する。

2 各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸財した地点を判断することを重視し、記録し及び管理する二とを国及び合法性を監視し、記録し及び管理することを国及び会社を監視し、記録し及び管理することを国及び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。で実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。が当該にばこ製品の国内市場における販売の合法情を対した。

め、次のことを行う。 4 締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくするため、次のことを行う。

は、国内法及び関連する適当な二、国間又は多数国間協定に従い、たばこ製品の国境を越える取引(不法な取引を含む。)について監視を越える取引(不法な取引を含む。)について監視を越える取引(不法な取引を含む。)について監視を越える取引(不法な取引を含む。)について監視を越える取引(不法な取引を含む。

(c) すべての没収された製造用の設備並びに偽造される紅巻たばこ、密輸される紅巻たばこ及び他のれる紙巻たばこ、密輸される紅巻たばこ及び他のかされることを確保するため、適当な措置をと処分されることを確保するため、適当な措置をとること。

(d) 自国の管轄内で課税を免除されて保管され又は 流通するたばこ製品の保管及び流通を監視し、記 流通するたばこ製品の保管及び流通を監視し、記 ること。

は、 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。

たばこ製品の不法な取引と戦うため、地域及び小地捜査、訴追及び司法手続に関連する協力を促進する。びに関連する地域的及び国際的な政府間機関の間でめ、適当な場合には、国内法に従い、国内の機関並め、適当な場合には、国内法に従い、国内の機関並

■ 【ではます~)をがたせますといる文記と、 締約国は、不法な取引を防止することを目的として 締約国は、不法な取引を防止することを目的としば、の段階における協力に重点を置く。

第一六条(未成年者への及び未成年者による販売) 1 第一六条(未成年者への及び未成年者による販売) 1 第一六条(未成年者への及び未成年者による販売) 2 第一次条(未成年者への及び未成年者による販売) 1 第一六条(未成年者への及び未成年者による販売) 1 第一六条(未成年者への及び未成年者による販売) 1

(a) たばこ製品のすべての販売者が未成年者に対する。 たばこ製品のすべての販売者が未成年者に対し成年に疑義のある場合にはたばこの購入者に対し成年に疑義のある場合にはたばこの販売の禁止について明確な、かつ、目につきやすい表示を販売所の中に掲げること及びについることを示す適当な証拠の提示を求めることを要求すること。

禁止すること。 のできるあらゆる方法によるたばこ製品の販売を の店の棚への陳列等たばこ製品に直接触れること

(b)

(c) 未成年者の興味をひくたばこ製品の形をした菓(c) 未成年者の興味をひくたばこ製品の形をした菓

(d) 自国の管轄の下にあるたばこの自動販売機によって未成年者に対するたばこ製品自動販売機によって未成年者に対するたばこ製品成年者によって利用されないこと及びそのような成年者によって利用されないことを確保すること。

締約国は、公衆、特に未成年者へのたばこ製品の無償の配布を禁止し又はその禁止を促進する。締約国は、紙巻たばこの一本ずつの販売又は未成無償の配布を禁止し又はその禁止を促進する。

するための措置が、その効果を高めることを目的と4 締約国は、未成年者へのたばこ製品の販売を防止

て実施されるべきであることを認識する。 適当な場合には、この条約の他の規定と併

後いつでも、拘束力のある書面による宣言を行うこ 諾し、承認し若しくはこれに加入する時に又はその 締約国は、この条約に署名し、これを批准し、

6 売機の全面的な禁止を約束することを明らかにする機の導入の禁止又は適当な場合にはたばこの自動販 われた宣言をこの条約のすべての締約国に送付する。 ことができる。寄託者は、この5の規定に従って行 とにより、自国の管轄内におけるたばこの自動販売 締約国は、1から5までに規定する義務の履行を

を禁止する効果的な立法上、執行上、行政上又は他る年齢又は一八歳未満の者によるたばこ製品の販売・締約国は、適当な場合には、国内法によって定め の措置を採択し及び実施すべきである。 含む。)を採択し及び実施する。

は他の措置(販売業者及び流通業者に対する制裁を 確保するため、効果的な立法上、執行上、行政上又

的及び地域的な政府間機関と協力して、適当な場合援の提供)締約国は、相互に並びに権限のある国際第一七条(経済的に実行可能な代替の活動に対する支 活動を促進する。 個々の販売業者のために経済的に実行可能な代替の には、たばこの労働者及び耕作者並びに場合に応じ

### 環境の保護

第一八条 (環境及び人の健康の保護)締約国は、この条 康の保護に対し妥当な考慮を払うことに同意する。 関係において環境の保護及び環境に関連する人の健 領域内におけるたばこの栽培及びたばこの製造との 約に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の

## 責任に関係する問題

第一九条(責任)] 必要な場合には、 刑事上及び民事上の責任(適当な 締約国は、たばこの規制のため、

めるべきである。

約国会議に提出する。その報告には、次の情報を含

を通じ、この条約の実施について定期的な報告を締

場合には、賠償を含む。)に対応するための立法上 することを検討する。 措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促 進 0

せ

通じて次のものを含む情報を交換するに当たり、相の締約国は、第二一条の規定に従い、締約国会議を 互に協力する。 ことが及ぼす健康への影響に関する情報であって たばこ製品の消費及びたばこの煙にさらされる

(b) 法上の決定に関する情報 次条3aの規定に基づくもの 施行されている法令及び規則並びに関連する 司

となる権利が存在する場合には、当該権利にいかな4 この条約は、他の締約国の裁判所において当事者手続について相互に援助を与える。 3 締約国は、適当な場合及び相互に合意した場合に のある既存の条約による取決めの範囲内で、この条は、自国の法令、政策及び法律上の慣行並びに適用 約に適合する民事上及び刑事上の責任に関する訴訟

な国際的な取組方法及びこの条の規定に基づく締約して、責任に関係する問題(これらの問題への適当連する国際的な場において行われている作業を考慮 ではない。 該締約国を支援する適当な手段を含む。)について検 国の立法その他の活動においてその要請に応じて当 る影響も及ぼすものではなく又は制限も課するもの 締約国会議は、可能な場合には、早い段階で、 関

第七部 情報の送付科学的及び技術的 的協力並びに 討することができる。

第二一条(報告及び情報の交換)Ⅰ 第二〇条(研究、 、監視及び情報の交換)(略 締約国は、事務局

> (a) この条約を実施するためにとられた立 行上、行政上又は他の措置に関する情報

> > 執

(c) (b) を克服するためにとられた措置に関する情報 した制約又は障害に関する情報及びこれらの障害 適当な場合には、この条約の実施に当たり直 援動の 面

ために提供し又は受領した資金援助及び技術 適当な場合には、たばこの規制のための活動

に関する情報 前条に規定する監視及び研究に関する情報

3 2 すべての締約国による報告の頻度及び形式は、締4(は)、第一五条5及び第一九条2に規定する情報(6) 第六条3、第一三条2、第一三条3、第一三条 約国会議が決定する。締約国は、この条約が自国に (e)(d) ついて効力を生じた後二年以内に、最初の報告を行う。

4 この条約に基づく報告及び情報の交換は、 合意により、交換されるいかなる秘密情報も保護す する義務を履行するに当たりその要請に応じて当該開発途上締約国又は移行経済締約国がこの条に規定 び私生活に関する国内法に従う。締約国は、 締約国を支援するための措置について検討する。 締約国会議は、次条及び第二六条の規定に従い、 、相互の 秘密及

第二二条(科学的、技術的及び法的な分野にお る。 ける協力並びに関連する専門知識の提供)

#### 第八部 制度的な措置及び資金

約の効力発生の後一年以内に世界保健機関が招集す議を設置する。締約国会議の第一回会合は、この条第二三条(締約国会議) 1 この条約により、締約国会 議の第一回会合において決定する。 る。その後の通常会合の場所及び時期は、締約国会

報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の のある場合において事務局がその要請を締約国に通 めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認

方式により手続規則を採択する。 がその要請を支持するときに開催する。 締約国会議は、第一回会合においてコンセンサ

Ź

常会合において、次の通常会合までの会計期間の予を規律する財政規定を採択する。締約国会議は、通予算を規律する財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規則及び同会議が設置する補助機関の 締約国会議は、コンセンサス方式により、 同会議

(a) 第二〇条及び第二一条に規定する情報の交換を会議は、次のことを行う。このため、締約国び改正を採択することができる。このため、締約国 三三条の規定に従い、この条約の議定書、附属書及 要な決定を行い、並びに第二八条、第二九条及び第 検討し及びこの条約の効果的な実施の促進のため必締約国会議は、この条約の実施状況を定期的に

(p) 改善を促進し及び指導すること。 収集のための比較可能な方法の開発及び定期的な え、この条約の実施に関連する研究及びデータの え、この条約の実施に関連する研究及びデータの収集に加 促進し及び容易にすること。

びに政策、法令及び他の措置の策定、 )に政策、法令及び他の措置の策定、実施及び評適当な場合には、戦略、計画及びプログラム並 を促進すること。

的な報告を採択すること。 を検討し、及びこの条約の実施状況に関する定期 第二一条の規定に従って締約国が提出した報告

の資金の調達を促進し及び容易にすること。 第二六条の規定に従い、この条約の実施のため

(f) この条約の目的の達成のために必要な補助機関

めの手段として、 関並びに非政府機関及び非政府団体による役務 適当な場合には、この条約の実施を強化するた 権限があり、 他の国際的及び地域的な政府間 かつ、関連する国

> のための基準を定める 締約国会議は、その審議へのオブザーバーの参 れた経験に照らして、この条約の目的の達成のた、適当な場合には、この条約の実施において得ら 協力及び情報の提供を要請すること。 め、その他の措置について検討すること。 加

第二五条(締約国会議と政府間機関との関係){(略)

3

### 第九部

第二七条(紛争の解決)1 この条約の解釈又は適用に *b*( 解決するため引き続き努力する責任を免れない。きなかった場合においても、紛争当事国は、紛争を る。 せん、仲介又は調停によって合意に達することがで 又は調停を含む。)による紛争の解決に努める。あっ 国は、外交上の経路を通じ、交渉又は当該紛争当事関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事 確認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつで 受け入れる旨をこの条約の批准、受諾、承認、正式 る手続による特別の仲裁裁判を義務的なものとして て、締約国会議がコンセンサス方式によって採択す 定によって解決することができなかった紛争につい 国が選択するその他の平和的手段(あっせん、仲介 国又は地域的な経済統合のための機関は、1の規 寄託者に対し書面によって宣言することができ 第三〇条(留保)この条約には、 4

2

3 この条の規定は、議定書の締約国の間で当該議定 定めがある場合は、この限りでない。 書について準用する。ただし、当該議定書に別段の

#### 第一〇部 条約の発展

第二八条(この条約の改正)Ⅰ 改正を提案することができる。 会議が検討する。 締約国は、この条約 当該改正は、 締約国

> ために寄託者に通報する。 局は、また、改正案をこの条約の署名国及び参考 くとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務 条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なしての条約の改正は、締約国会議が採択する。この

いう。採択された改正は、事務局が寄託者に通報すは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国を 決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約らず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解 う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわ ために送付する。 るものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾 の条の規定の適用上、出席しかつ投票する締約国と 国の四分の三以上の多数による議決で採択する。こ サス方式により合意に達するようあらゆる努力を払 締約国は、この条約の改正案に つき、 コンセン

九〇日目の日に、当該改正を受諾した締約国についくとも三分の二の受諾書を寄託者が受領した日の後従って採択された改正は、この条約の締約国の少な、改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に、改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に て効力を生ずる。

5 ついて効力を生ずる。 に寄託した日の後九○日目の日に当該他の締約国 改正は、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託

第二九条(この条約の附属書 第一一部 最終規定 0 採択及び改正)(略 いかなる留保も付する

第三二条(投票権) ことができない。

第三三条(議定書)

第三五条(批准、受諾、 第三四条 (署名

第三六条(効力発生)1 受諾書、 承認書、 この条約は、 正式確認書又は加入書が寄託この条約は、四〇番目の批准 正式確認又は加入)

者に寄託された日の後

九〇日目の日に効力を生ず

第三八条(正文) 【略)

2 この条約は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後にこれを批准し、受諾し若しくは承認してはこれに加入する国については、当該国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九〇日目の日に効力を生ずる。 1 に規定する効力発生のための要件を満たした後に正式確認書又は加入書を寄託されたものな経済統合のための機関によって寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関によって寄託されたも済統合のための機関の構成国によって寄託されたも済統合のための機関の構成国によって寄託されたも済統合のための機関の構成国によって寄託されたも済統合のための機関の構成国によって寄託されたも済統合のための機関の構成国によって寄託されたも済統合のための機関の構成国によって寄託されたも